

### お知らせ 多重債務で お悩みの方に

四国財務局は、借金を抱え悩んでいる方々のための「相談窓口」を設置しています。

一人で悩まず、ご相談ください。必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引継ぎも行っています。

▼相談方法 相談は無料です。こちらから電話のかけ直しをさせていただきますので、まずお電話ください。

▼受付時間 月～金曜日の9時～12時、13時～17時  
(祝日及び年末年始を除く。)

#### ■連絡先

四国財務局多重債務者相談窓口  
☎087-831-2155

### お知らせ 無料労働相談窓口 について

高知県労働委員会は、労働相談により職場のお悩み解決のお手伝いをしています。

「突然解雇された」「残業代が支払われない」といったお悩みに対し、解決に有効な情報提供を行います。費用は無料です。秘密は厳守しますので、お気軽

にご相談ください。

#### ▼場所

高知市丸ノ内2-4-1

#### ▼委員会

県庁北庁舎4階 高知県労働

#### ▼受付時間

月～金曜日の

8時30分～17時15分

(祝日及び年末年始を除く。)

#### ▼電話相談

☎821-4645

#### ▼メール相談

<https://www.pref.kochi.lg.jp/form/240101/mailform.html>

☎821-4645



### お知らせ ご存じですか？被災建 築物応急危険度判定

地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなった建物は、余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起しかねません。このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。それぞれの目的をご理解い

ただき、判定のための調査にご協力をお願いします。

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(赤)		この建物に立ち入ることは危険です。
(黄)		この建物に立ち入る場合は十分に注意してください。
(緑)		この建物は使用可能です。

▼被災度区分判定  
建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

#### ▼住家被害認定

「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの  
また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

#### ▼被災宅地危険度判定

地震や降雨などによる宅地災害が広範囲に発生した後に、二次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの  
※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。

#### ■問い合わせ

高知県建築指導課

☎823-19891

#### 募集

「第4回仁淀川一斉清掃」及び「あつたか高知。秋のおもてなし一斉清掃」の参加者募集！

仁淀川の清流を守り、仁淀川に親しんでいただくために、流域の7市町村が協力し、今年度も仁淀川の上流から下流までの流域が一体となって一斉清掃を実施します。

なお、当日は「お接待のころ」でつながる、「あつたか高知。秋のおもてなし一斉清掃」も併